

建設工事中に事故が発生した場合の取扱いについて

工事標準仕様書において、工事の施工中に事故が発生した場合には監督職員に報告する規定になっております。

つきましては、工事の施工中に事故が発生した場合には、人命救助、二次災害の防止、事故現場の現状保存、関係機関への通報等必要な措置を行ったうえで、監督員に第一報を電話等にて報告してください。その後速やかに事故等発生報告書の提出をお願いします。

なお、事故等発生報告書の様式は入札契約関係書式集内に掲載してあります。